

販売促進スキルアップ研修事業委託業務公募型コンペ実施要項

1 概要

(1) 業務名

販売促進スキルアップ研修事業委託業務

(2) 仕様

別紙「販売促進スキルアップ研修事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 見積限度額

本業務の見積限度額は、1,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、この金額は契約額を示すものではなく、予算額の上限であり、見積金額はこれを超えないこと。

(4) 委託期間

契約締結の日の翌日から平成30年3月16日（金）まで

2 受託事業者の選定方法

仕様書に基づいた事業の企画の公募型コンペ方式

3 参加資格

参加申込みを行うに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 熊本県内に本店若しくは支店又は事業所がある人材コンサルティング等を行う法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為を防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っていない者であること。
- (6) 当コンペ及びその後の委託契約について、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

4 コンペ実施スケジュール

日程	内容
平成29年 4月27日（木）	公募開始
平成29年 5月11日（木）	質問書の提出期限
平成29年 5月15日（月）	質問書への回答日
平成29年 5月26日（金）	参加表明書等提出期限
平成29年 6月 9日（金）	企画提案書等受付期限
平成29年 6月16日（金）	プレゼンテーション（予定）
平成29年 6月19日（月）	結果通知（予定）

5 参加表明書等の提出

コンペに参加しようとする者は、次の必要書類を作成し、期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 申 出 書（様式第2号）
- (2) 提出期限
平成29年5月26日（金）午後5時まで
- (3) 提出場所
上天草市役所経済振興部産業政策課（以下「主管課」という。）
- (4) 提出方法
持参又は郵送による。持参の場合は、土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで受付ける。郵送の場合は、郵便書留により提出期限までに必着とする。

6 企画提案書等の提出

記「5」の参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）は、企画提案書等を提出すること。ただし、提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、参加表明書の提出がなかったものとみなす。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書
任意様式により企画提案書を提出すること。仕様書に記載する内容について具体的に記載すること。
 - イ 見積書
任意様式により提出すること。見積額には消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。ただし、消費税及び地方消費税額についても記載すること。
なお、積算の内訳についても可能な限り詳細に記載すること。
- (2) 提出部数
記「6（1）ア」は紙媒体を6部
記「6（1）イ」は紙媒体を1部
- (3) 提出先
主管課
- (4) 提出方法
持参又は郵送による。持参の場合は、土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は、郵便書留により提出期限までに必着とする。
- (5) 提出期限
平成29年6月9日（金） 午後5時（必着）

7 質問の受付及び回答

質問は、様式第3号により行うこととし、電話・来庁等口頭による質問は一切受けないこととする。

- (1) 提出書類
質問書（様式第3号）
- (2) 提出期限
平成29年5月11日（木）
- (3) 提出場所
主管課
- (4) 提出方法
質問書は、電子メールにて提出することとし、必ず受理確認をすること。
- (5) 質問内容
質問は原則として、当該業務に係る条件又は応募手続に関する事項に限るものとし、企画提案に関する照会には回答しない。

(6) 回答方法

質問に対する回答は、平成29年5月15日（月）までに電子メールにて回答する。

8 企画提案コンペの審査

「販促促進スキルアップ研修事業委託業務公募型コンペ実施要項」に基づき、提出された企画提案書等については別に定める。「販売促進スキルアップ研修事業委託業務公募型コンペ審査会」（以下「審査会」という。）において、プレゼンテーションを聴講し、総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者を契約予定者として特定する。

(1) プレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、審査会に対し、プレゼンテーションを実施する。

ア 期 日 平成29年6月16日（金）予定

イ 場 所 上天草市役所 大矢野庁舎内

※プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。

※日時及び会場等の詳細については、個別に連絡する。

(2) 選定結果

契約予定者の決定に至った経緯及び評価点の公表は行わない。

(3) 結果通知

審査結果については、企画提案書等を提出した者全てに文書で通知する。

(4) 契約手続

審査の結果、契約予定者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議のうえ、見積限度額の範囲内で上天草市と契約手続を行うこととする。

(5) 審査項目及び配点

審査の項目	審査の視点	配点
提案内容	事業目的を的確に把握し、提案しているか	10点
	仕様書の内容を満たしているか（内容の欠落等）	10点
	提案が具体的で実現性があるか（研修毎の関連性等）	10点
	提案に創造性（独自性）があるか（創意工夫等）	20点
合計		50点

9 参加表明者の失格

参加表明者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 記「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に不備があると主管課が判断した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 公平な審査を阻害する行為があった場合

10 その他留意事項

- (1) 当該提案に係る一切の費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (2) 一参加者につき一提案のみとする。
- (3) 当該提案及び契約の手續において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 採用された企画提案等に係る著作権やその他一切の権利は委託者が有することとする。
- (5) 企画提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は認めない。
- (6) 提出書類は返却しない。

11 書類の提出先及び問合せ先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市経済振興部産業政策課 梅本・荒木

電 話 0964-26-5531 (直通)

FAX 0964-56-5107

E-mail: sangyo_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。